

令和3年度第1回瑞浪市地域公共交通会議 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通会議の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、意見回答書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和3年5月13日

3 協議期間

令和3年5月21日まで

4 協議事項

- (1) 令和2年度事業実績報告（案）及び決算（案）について
- (2) 令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- (4) 瑞浪市地域公共交通総合連携計画の評価（案）について

5 協議結果

協議事項（1）～（4）のいずれも

承認 19名

不承認 0名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認された。